

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 中華人民共和国
（氏名） A

上記被審人に対する令和5年度（判）第17号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋安紀子、審判官美濃口真琴、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金281万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和8年4月27日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、本件審判手続の期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない。

証拠によれば、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び課徴金の計算の基礎となる事実が認められる。

令和8年2月25日

金融庁長官 伊藤 豊

(別紙)

1 課徴金に係る金融商品取引法（以下「法」という。）第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、

B国に本店を置くC社との間で、日本株式を原資産とする店頭デリバティブ取引である証券CFD取引を行い、同取引の注文を受けたC社において、D証券株式会社及びその海外関連会社を介して、証券CFD取引に係る注文と同内容の日本株式の売買の注文を即時に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が開設する金融商品市場（市場第一部）等に発注していたものであるが、

- (1) 東京証券取引所市場第一部に上場されていた大太平洋金属株式会社（以下「大太平洋金属」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表1記載のとおり、令和元年9月4日午前10時16分40秒頃から同月5日午後1時35分27秒頃までの間、合計2取引日にわたり、東京証券取引所市場第一部等において、C社に対して大太平洋金属株式を原資産とする証券CFD取引の申込みを行い、C社等を介して、最良売り気配付近に複数の売り注文を重層的に入れて売り板を厚くした上で、同株式を下値で買い付けた後、最良売り気配付近に発注していた複数の売り注文を取り消して売り板を薄くするとともに、最良買い気配付近に複数の買い注文を重層的に入れて買い板を厚くした上で、同株式を上値で売り付けることを交互に繰り返すなどの方法により、同株式合計4万2500株の買い注文に係る証券CFD取引の申込みを行うとともに、同株式合計4万4900株の売り注文に係る証券CFD取引を行う一方、同株式合計3万8700株の売り注文に係る証券CFD取引の申込みを行うとともに、同株式合計5万5100株の買い注文に係る証券CFD取引を行い、
- (2) 東京証券取引所市場第一部に上場されていたノーリツ鋼機株式会社（以下「ノーリツ鋼機」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表1記載のとおり、令和元年9月6日午前9時50分45秒頃から同日午後1時5分17秒頃までの間、東京証券取引所市場第一部において、C社に対してノーリツ鋼機株式を原資産とする証券CFD取引の申込みを行い、C社等を介して、最良売り気配付近に複数の売り注文を重層的に入れて売り板を厚くした上で、同株式を下値で買い付けた後、最良売り気配付近に発注していた複数の売り注文を取り消して売り板を薄くするとともに、最良買い気配付近に複数の買い注文を重層的に入れて買い板を厚くした上で、同株式を上値で売り付けることを交互に繰り返すなどの方法により、同株式合計5万9600株の買い注文に係る証券CFD取引の申込みを行うとともに、同株式合計4万5200株の売り注文に係る証券CFD取引を行う一方、同株式合計9000株の売り注文に係る証券CFD取引の申込みを行うとともに、同株式合計4万3200株の買い注文に係る証券CFD取引を行い、

もって、自己の計算において、上記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、取引所金融商品市場における上記各株式の相場を変動させるべき一連の店頭デリバティブ取引及びその申込みをしたものである。

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第2項、金融商品取引法施行令第33条の10第6号、法第174条の2第3項、金融商品取引法施行令第33条の11第6号、第33条の14第1項第5号、第2項第5号、第3項第3号、法第176条第2項、第159条第2項第1号

3 課徴金の計算の基礎

(1) 別表1に掲げる大太平洋金属株式に係る取引

① 令和元年9月4日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、28,500株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も28,500株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(28,500株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額 : 59,478,000 円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額 : 59,156,200 円)} \\ & = 321,800 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、320,000円となる。

② 令和元年9月5日の取引について

ア. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、16,400株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、26,600株であることから、

(ア) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(16,400株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：36,733,200円)
－ (有価証券の買付け等の価額：36,584,200円)
＝149,000円

及び

(イ) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(26,600株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(16,400株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(2,382円)に当該超える数量10,200株(買付け等の数量26,600株－売付け等の数量16,400株)を乗じて得た額(a)から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額(b)を控除した額

(a：24,296,400円)－(b：22,962,000円)
＝1,334,400円

の合計額1,483,400円となる。

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア.で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、1,480,000円となる。

(2) 別表1に掲げるノーリツ鋼機株式に係る取引

ア. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、45,200株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、43,200株であることから、

(ア) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(43,200株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：80,620,400円)
－ (有価証券の買付け等の価額：80,278,300円)
＝342,100円

及び

(イ) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(45,200株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(43,200株)を超えていることから、当該超える数量2,000株(売付け等の数量45,200株－買付け等の数量43,200株)に係る有価証券の売付け等の価額(a)から、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格(1,534円)に当該超える数量を乗じて得た額(b)を控除した額

$$(a : 3,736,000 \text{ 円}) - (b : 3,068,000 \text{ 円}) \\ = 668,000 \text{ 円}$$

の合計額1,010,100円となる。

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、1,010,000円となる。

(3) 上記(1)及び(2)により算定した額の合計

$$(1) \text{の合計額 } 1,800,000 \text{ 円} + (2) \text{の合計額 } 1,010,000 \text{ 円} \\ = 2,810,000 \text{ 円} \quad \text{となる。}$$

※ 違反行為に係る売付け等(注1)の価額及び買付け等(注2)の価額の詳細については、別表2を参照。

(注1、2) 金融商品取引法施行令第33条の14第3項第3号により、反対売買をしたものとみなされる場合を含む。

(別表1)

(単位:株)

原資産 の銘柄	違反行為期間		店頭デリバティブ取引 の申込み(注1)		店頭デリバティブ取引 の売買(注2)	
	(始期)	(終期)	売り	買い	売り	買い
大平洋 金属	令和元年9月4日 午前10時16分40秒頃	～ 同日 午後1時12分1秒頃	29,500	29,000	28,500	28,500
	令和元年9月5日 午前10時59分1秒頃	～ 同日 午後1時35分27秒頃	9,200	13,500	16,400	26,600
	小計		38,700	42,500	44,900	55,100
ノーリツ 鋼機	令和元年9月6日 午前9時50分45秒頃	～ 同日 午後1時5分17秒頃	9,000	59,600	45,200	43,200
	合計		47,700	102,100	90,100	98,300

(注1)発注したが取り消した株数。

(注2)売買が成立した株数。

(別表2)

各違反行為期間にかかる売付け等の価額及び買付け等の価額等
 令和元年9月4日(午前10時16分40秒頃～午後1時12分1秒頃)

・別表1に掲げる大平洋金属株式に係る取引

(単位:株、円)

	売付け等の価額及び買付け等の価額等							イーロ
	売付け等の価額・・・イ				買付け等の価額・・・ロ			
	株数	価格	金額	備考	株数	価格	金額	
売買 対当 数量に 係る課 徴金 の額 の計 算	100	2,075	207,500		3,400	2,060	7,004,000	
	300	2,075	622,500		1,400	2,060	2,884,000	
	2,300	2,075	4,772,500		500	2,060	1,030,000	
	800	2,075	1,660,000		1,900	2,060	3,914,000	
	400	2,075	830,000		300	2,060	618,000	
	5,900	2,075	12,242,500		800	2,060	1,648,000	
	100	2,075	207,500		200	2,060	412,000	
	200	2,075	415,000		100	2,060	206,000	
	100	2,075	207,500		100	2,060	206,000	
	2,800	2,075	5,810,000		200	2,060	412,000	
	100	2,096	209,600		100	2,060	206,000	
	400	2,096	838,400		100	2,060	206,000	
	100	2,095	209,500		100	2,060	206,000	
	100	2,095	209,500		2,500	2,060	5,150,000	
	100	2,095	209,500		100	2,060	206,000	
	100	2,095	209,500		500	2,074	1,037,000	
	100	2,095	209,500		500	2,073	1,036,500	
	100	2,095	209,500		100	2,070	207,000	
	100	2,095	209,500		100	2,070	207,000	
	100	2,095	209,500		500	2,096	1,048,000	
	100	2,095	209,500		500	2,093	1,046,500	
	100	2,095	209,500		500	2,093	1,046,500	
	500	2,085	1,042,500		400	2,085	834,000	
	200	2,087	417,400		200	2,085	417,000	
	100	2,087	208,700		200	2,085	417,000	
	100	2,087	208,700		2,600	2,085	5,421,000	
	100	2,087	208,700		100	2,085	208,500	
	7,700	2,098	16,154,600		1,600	2,085	3,336,000	
	400	2,098	839,200		400	2,085	834,000	
	2,700	2,098	5,664,600		800	2,085	1,668,000	
	2,200	2,098	4,615,600		100	2,085	208,500	
					100	2,085	208,500	
				100	2,085	208,500		
				200	2,085	417,000		
				100	2,085	208,500		
				100	2,085	208,500		
				100	2,085	208,500		
				300	2,085	625,500		
				400	2,085	834,000		
				2,900	2,085	6,046,500		
				100	2,085	208,500		
				400	2,085	834,000		
				100	2,085	208,500		
				100	2,096	209,600		
				1,500	2,096	3,144,000		
				500	2,096	1,048,000		
				600	2,096	1,257,600		
合計	28,500		59,478,000		28,500		59,156,200	321,800

(別表2)

各違反行為期間にかかる売付け等の価額及び買付け等の価額等
令和元年9月5日(午前10時59分1秒頃～午後1時35分27秒頃)

・別表1に掲げる大平洋金属株式に係る取引

(単位:株、円)

	売付け等の価額及び買付け等の価額等							イ一口
	売付け等の価額・・・イ				買付け等の価額・・・ロ			
	株数	価格	金額	備考	株数	価格	金額	
売買 対当 数量に 係る課 徴金 の額 の計 算	100	2,230	223,000		6,500	2,226	14,469,000	
	500	2,229	1,114,500		200	2,226	445,200	
	500	2,228	1,114,000		200	2,226	445,200	
	10,300	2,238	23,051,400		2,100	2,226	4,674,600	
	200	2,238	447,600		200	2,226	445,200	
	100	2,238	223,800		100	2,226	222,600	
	1,900	2,238	4,252,200		100	2,226	222,600	
	500	2,252	1,126,000		800	2,226	1,780,800	
	500	2,252	1,126,000		400	2,226	890,400	
	500	2,251	1,125,500		300	2,226	667,800	
	500	2,251	1,125,500		200	2,226	445,200	
	500	2,253	1,126,500		200	2,226	445,200	
	100	2,254	225,400		700	2,226	1,558,200	
	100	2,254	225,400		500	2,234	1,117,000	
	100	2,264	226,400		900	2,232	2,008,800	
					200	2,232	446,400	
					200	2,250	450,000	
					100	2,250	225,000	
					100	2,250	225,000	
					100	2,250	225,000	
				100	2,250	225,000		
				200	2,250	450,000		
				200	2,250	450,000		
				1,800	2,250	4,050,000		
小計	16,400		36,733,200		16,400		36,584,200	149,000
売買対 当数量 を超え る数量 に係る 課徴金 の額の 計算	10,200	2,382※	24,296,400		3,100	2,250	6,975,000	
					3,400	2,250	7,650,000	
					1,400	2,250	3,150,000	
					1,200	2,250	2,700,000	
					100	2,250	225,000	
					500	2,262	1,131,000	
				500	2,262	1,131,000		
小計	10,200		24,296,400		10,200		22,962,000	1,334,400
合計	26,600		61,029,600		26,600		59,546,200	1,483,400

※違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての金融商品取引法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格

(別表2)

各違反行為期間にかかる売付け等の価額及び買付け等の価額等
 令和元年9月6日(午前9時50分45秒頃～午後1時5分17秒頃)

・別表1に掲げるノーリツ鋼機株式に係る取引

(単位:株、円)

	売付け等の価額及び買付け等の価額等							イ一口
	売付け等の価額…イ				買付け等の価額…ロ			
	株数	価格	金額	備考	株数	価格	金額	
売買 対当 数量に 係る課 徴金 の額 の計 算	100	1,842	184,200		200	1,840	368,000	
	100	1,842	184,200		500	1,840	920,000	
	100	1,842	184,200		3,800	1,840	6,992,000	
	100	1,842	184,200		300	1,840	552,000	
	100	1,842	184,200		1,200	1,840	2,208,000	
	100	1,852	185,200		1,600	1,840	2,944,000	
	200	1,852	370,400		3,400	1,840	6,256,000	
	2,100	1,852	3,889,200		200	1,850	370,000	
	100	1,852	185,200		200	1,850	370,000	
	2,300	1,852	4,259,600		100	1,850	185,000	
	100	1,852	185,200		500	1,850	925,000	
	500	1,852	926,000		5,600	1,873	10,488,800	
	100	1,852	185,200		3,300	1,873	6,180,900	
	100	1,852	185,200		1,200	1,873	2,247,600	
	200	1,852	370,400		900	1,873	1,685,700	
	100	1,852	185,200		100	1,876	187,600	
	100	1,852	185,200		400	1,876	750,400	
	100	1,852	185,200		100	1,879	187,900	
	300	1,852	555,600		400	1,879	751,600	
	300	1,852	555,600		500	1,882	941,000	
	2,700	1,852	5,000,400		400	1,874	749,600	
	1,500	1,852	2,778,000		100	1,874	187,400	
	100	1,852	185,200		100	1,875	187,500	
	500	1,852	926,000		200	1,875	375,000	
	700	1,876	1,313,200		100	1,875	187,500	
	200	1,879	375,800		100	1,875	187,500	
	100	1,880	188,000		500	1,874	937,000	
	400	1,878	751,200		100	1,874	187,400	
	600	1,877	1,126,200		400	1,874	749,600	
	200	1,876	375,200		500	1,874	937,000	
	200	1,876	375,200		500	1,873	936,500	
	1,100	1,876	2,063,600		300	1,873	561,900	
	200	1,876	375,200		200	1,873	374,600	
	900	1,876	1,688,400		300	1,874	562,200	
	100	1,876	187,600		100	1,873	187,300	
	200	1,876	375,200		100	1,874	187,400	
	500	1,876	938,000		500	1,873	936,500	
	200	1,876	375,200		600	1,867	1,120,200	
	1,900	1,876	3,564,400		100	1,867	186,700	
	300	1,876	562,800		500	1,860	930,000	
200	1,876	375,200		500	1,860	930,000		
100	1,876	187,600		300	1,864	559,200		
200	1,876	375,200		200	1,864	372,800		
200	1,876	375,200		1,200	1,853	2,223,600		
100	1,876	187,600		1,100	1,853	2,038,300		
200	1,876	375,200		1,500	1,853	2,779,500		
200	1,876	375,200		900	1,853	1,667,700		
300	1,876	562,800		600	1,853	1,111,800		
200	1,876	375,200		300	1,853	555,900		
200	1,876	375,200		700	1,853	1,297,100		
200	1,876	375,200		3,900	1,853	7,226,700		
100	1,876	187,600		100	1,853	185,300		
300	1,876	562,800		700	1,853	1,297,100		
100	1,876	187,600		1,000	1,853	1,853,000		

	売付け等の価額及び買付け等の価額等						イーロ	
	売付け等の価額・・・イ			備考	買付け等の価額・・・ロ			
	株数	価格	金額		株数	価格		金額
	100	1,876	187,600					
	200	1,876	375,200					
	200	1,876	375,200					
	400	1,876	750,400					
	200	1,876	375,200					
	200	1,876	375,200					
	1,300	1,876	2,438,800					
	100	1,875	187,500					
	100	1,875	187,500					
	200	1,875	375,000					
	100	1,875	187,500					
	200	1,875	375,000					
	100	1,875	187,500					
	300	1,875	562,500					
	200	1,875	375,000					
	100	1,875	187,500					
	100	1,875	187,500					
	100	1,875	187,500					
	100	1,875	187,500					
	500	1,875	937,500					
	100	1,875	187,500					
	300	1,875	562,500					
	200	1,875	375,000					
	100	1,875	187,500					
	200	1,875	375,000					
	100	1,875	187,500					
	100	1,865	186,500					
	200	1,865	373,000					
	100	1,865	186,500					
	100	1,865	186,500					
	300	1,865	559,500					
	100	1,865	186,500					
	100	1,865	186,500					
	100	1,865	186,500					
	100	1,865	186,500					
	400	1,865	746,000					
	200	1,865	373,000					
	200	1,865	373,000					
	100	1,865	186,500					
	900	1,865	1,678,500					
	700	1,868	1,307,600					
	800	1,868	1,494,400					
	200	1,868	373,600					
	2,100	1,868	3,922,800					
	2,400	1,868	4,483,200					
	3,900	1,868	7,285,200					
	200	1,868	373,600					
	300	1,868	560,400					
	800	1,868	1,494,400					
	300	1,868	560,400					
	300	1,868	560,400					
小計	43,200		80,620,400		43,200		80,278,300	342,100
売買対当数量を超える数量に係る課徴金の額の計算	300	1,868	560,400		2,000	1,534※	3,068,000	
	900	1,868	1,681,200				0	
	200	1,868	373,600				0	
	600	1,868	1,120,800				0	
小計	2,000		3,736,000		2,000		3,068,000	668,000
合計	45,200		84,356,400		45,200		83,346,300	1,010,100

※違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての金融商品取引法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格